

行田市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置の目的)

第1条 地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するために設置される地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保、その他センターの円滑な運営を図るため、地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者、介護保険の被保険者
- (3) 福祉関係の機関及び団体
- (4) 保健医療関係団体
- (5) 地域ケアに関する学識経験を有する者

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事務を所掌する。

- (1) センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の法人への委託又はセンターの業務を委託された法人の変更に関する事項
- (2) センターの担当する圏域の設定に関すること
- (3) センターの業務を委託された法人による予防給付に係る事業の実施に関する事項
- (4) センターが予防給付に係るマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所に関する事項
- (5) その他センターの公正・中立性の確保のために必要な事項

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月17日から施行する。